

松山駅周辺笑顔あふれるまちづくり推進協議会設置要綱

制定 平成24年 7月 1日

改正 平成28年 1月 5日

(設置)

第1条 松山駅周辺拠点地区において、県都の陸の玄関口にふさわしいまちづくりを目指し、関係者相互の事業計画の連携と調整を行い、円滑かつ効果的な事業の推進を図ることを目的として、松山駅周辺笑顔あふれるまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 松山駅周辺拠点地区のまちづくりに関すること。
- (2) 松山駅周辺拠点地区の整備に関すること。
- (3) 松山駅周辺拠点地区における事業相互の連絡及び調整に関すること。
- (4) その他松山駅周辺拠点地区整備の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、30人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱又は選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元地権者
- (3) 地元代表者
- (4) 関係団体の職員
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が任命する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 協議会に、必要な事項を検討させるため、幹事会を置く。

2 幹事会の幹事は、第3条第2項第4号、第5号及び第6号に掲げる委員が指名する者をもって充てる。

3 幹事会に、幹事長を置く。

4 幹事長は、松山市都市整備部副部長級をもって充てる。

5 幹事会の会議は、事務局が招集する。

6 幹事会は、必要に応じて幹事以外の者に意見を聴くことができる。

(解散)

第7条 協議会は、その任務が達成されたときに、解散する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、松山市都市整備部松山駅周辺整備課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱又は選任される委員の任期は、第3条3項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成28年1月5日から施行する。